

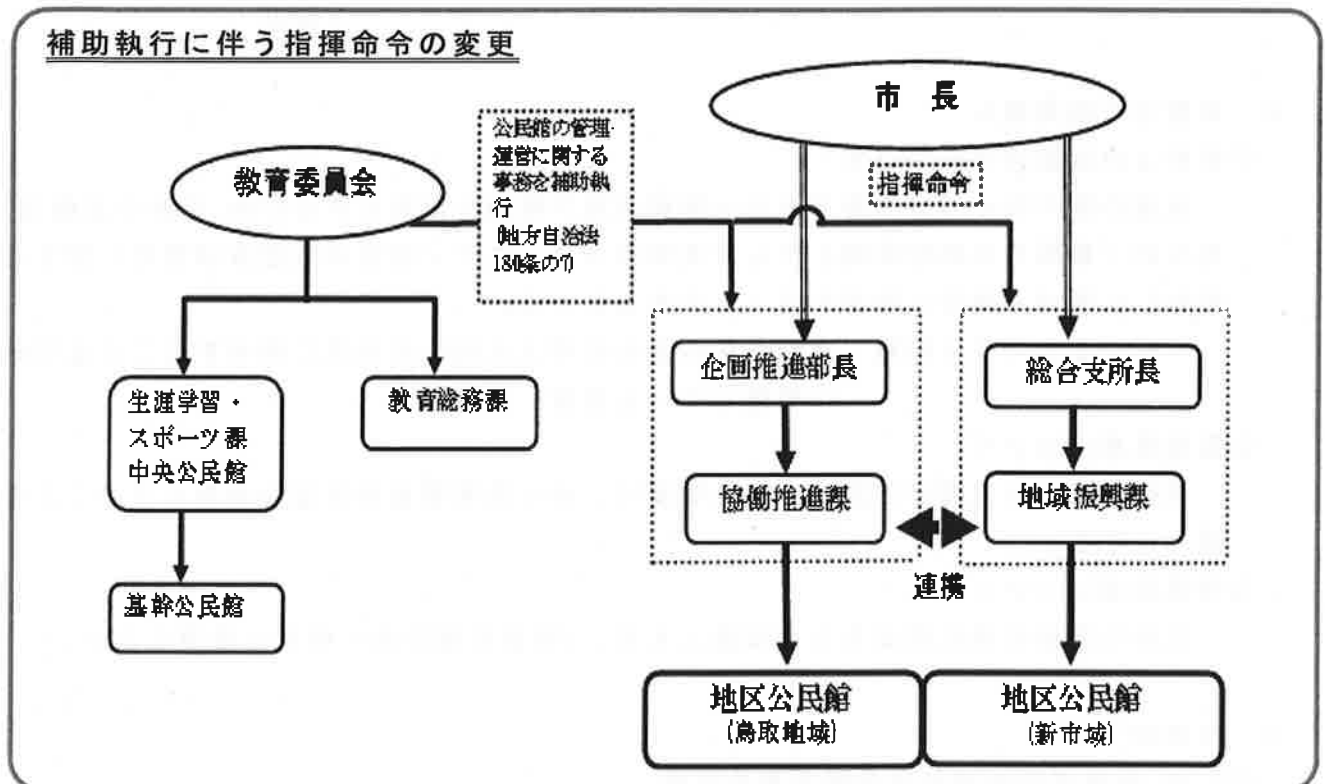
基幹公民館（新市域の中央公民館）の位置付けについて

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

1 基幹公民館の位置付け検討に関する経緯

市町村合併時に新市域にあった“中央公民館”は、地域の生涯学習の推進に影響がないようにとの観点から、暫定的に各地域の『基幹公民館』として位置付けられた。

その後、平成20年4月に地区公民館に関する業務が市長部局に補助執行され、基幹公民館が担ってきた「地域内の地区公民館を統括する」という役割も大きく変化してきた。



※「地区公民館事務の手引き」より

<これまでの検討経過>

- H16.11 基幹公民館設置
- H20.4 地区公民館業務を教育委員会から市長部局へ補助執行
- H21.1 『分室のあり方検討会議』で“基幹公民館は当面存続”と確認
- H23.1 『分室のあり方検討会議』で“分室は存続、分室と基幹公民館の職員を兼務”と決定
- H23.4 教育委員会分室と基幹公民館の職員兼務スタート
中央公民館長会議で『改めて基幹公民館のあり方を検討』と確認

2 現状の課題

- 地区公民館の管理運営に関する業務が市長部局に補助執行されたことにより、基幹公民館の設置目的が不明確となった。
- 基幹公民館と教育委員会分室が、それぞれの立場で同一の地域（旧町村を単位とした地域）を対象に事業を実施していることにより、地域住民からみるとそれぞれの役割等が不明確となっている。
- 地域住民の文化の向上と福祉の増進の観点で、公共施設をより有効に利活用するニーズが広がる中で、基幹公民館は営利を目的とした事業等に利用することはできない（社会教育法第23条）。

など

3 位置付けの見直し

① 条例上の位置付けについて

地域の様々なイベント等でより一層利活用が可能な施設とするため、基幹公民館を、現在の『鳥取市公民館条例』から『鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例』に基づく施設に移管することを基本とする。

※コミュニティ施設：地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設置している施設

② 実施事業について

現在、基幹公民館が実施している事業は、全て教育委員会分室の事業とすることを基本とする。

③ 職員配置について

基幹公民館の嘱託職員を分室職員とする。（実質の職員数・体制は変更しない。）

4 今後の予定

- H27.10 各地域の地域振興会議で意見交換
- H27.11 各教育委員会分室で方針を検討
関係条例の改正準備
- H28.2 平成28年2月議会に関係条例を提案
- H28.4 基幹公民館の位置付け変更

○鳥取市公民館条例

昭和35年4月1日
鳥取市条例第15号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 設置及び管理(第2条—第14条)
- 第3章 公民館運営審議会(第15条—第20条)
- 第4章 補則(第21条)

附則

(目次…一部改正〔平成9年条例11号・11年15号・12年8号・16年155号〕)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため、鳥取市立公民館の設置、管理及び運営に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 設置及び管理

(設置)

第2条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、鳥取市に鳥取市立中央公民館(以下「中央公民館」という。)、鳥取市立基幹公民館(以下「基幹公民館」という。))及び鳥取市立地区公民館(以下「地区公民館」という。))を設置する。

2 前項の中央公民館、基幹公民館及び地区公民館(以下「公民館」という。))の名称、位置及び設置区域は、別表第1のとおりとする。

(1・2項…一部改正〔平成16年条例155号〕)

(中央公民館)

第3条 中央公民館は、全市域にわたり統一的な処理を必要とする事業、各地区公民館の連絡調整に関する事業その他基幹公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

(本条…一部改正〔平成4年条例16号、16年155号〕)

(基幹公民館)

第4条 基幹公民館は、設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業その他設置区域内の地区公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

2 別表第2の左欄に掲げる基幹公民館は、同表の右欄に掲げる地区公民館を管轄する。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

館長 1人

主事その他必要な職員 若干人

2 前項の職員は、非常勤とすることができる。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕、1項…一部改正・旧4条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可等)

第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ鳥取市教育委員会(以下「教育委員会」という。))の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 地区公民館を使用しようとする者は、当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならない。ただし、教育委員会が社会教育の振興上必要と認めてその使用を許可した場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の使用の許可に公民館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(本条…全部改正〔平成9年条例11号〕、見出…一部改正〔平成12年条例7号〕、旧5条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 法第23条の規定に違反すると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設、設備若しくは備品等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認めるとき。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧6条…繰下〔平成16年条例155号〕、本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第8条 別表第3に掲げる公民館の使用の許可を受けた者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。

(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会の規則の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、公民館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、一部改正〔平成12年条例7号〕、旧7条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に公民館を使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧8条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは直ちに原状に回復しなければならない。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧9条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第8条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

第3章 公民館運営審議会

(審議会の設置)

第15条 法第29条第1項の規定により、第2条で設置する公民館の円滑な運営を図るため中央公民館に鳥取市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(旧6条…繰下〔平成9年条例11号〕、本条…一部改正〔平成12年条例7号・8号〕、旧10条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(審議会の委員)

第16条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、法第30条第1項の規定により、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、1項…一部改正・旧11条…繰下〔平成16年条例155号〕、2項…追加・旧2・3項…1項ずつ繰下〔平成24年条例21号〕)

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、旧12条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、旧13条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(本条…追加〔平成12年条例8号〕、旧14条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(本条…追加〔平成12年条例8号〕、一部改正・旧15条…繰下〔平成16年条例155号〕)

第4章 補則

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(本条…一部改正・旧10条…繰下〔平成9年条例11号〕、旧15条…繰上〔平成11年条例15号〕、一部改正・旧14条…繰下〔平成12年条例8号〕、旧16条…繰下〔平成16年条例155号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公民館条例(昭和28年鳥取市条例第43号)は、廃止する。

(昭和36年条例第29号から昭和54年条例第4号までの改正附則省略)

附 則(昭和55年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月26日条例第26号)

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

2 改正後の別表の豊実地区公民館に関する規定は、昭和56年4月8日から適用する。

附 則(昭和57年9月29日条例第37号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年5月6日から適用する。

附 則(昭和62年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年5月6日から適用する。

附 則(平成4年3月27日条例第16号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(平成5年10月規則第33号で、同5年11月4日から施行)

附 則(平成7年3月29日条例第20号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第23号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月26日条例第11号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月25日条例第34号)

この条例は、平成10年10月12日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第15号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月21日条例第25号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第29条(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第29条(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第155号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町中央公民館の設置及び管理に関する条例(昭和60年国府町条例第12号)、国府町地区公民館の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第2号)、国府町地区公民館の設置及び管理運営に関する規則(昭和62年国府町教育委員会規則第2号)、福部村公民館設置管理条例(昭和48年福部村条例第27号)、河原町公民館設置管理条例(昭和46年河原町条例第43号)、用瀬町公民館設置管理条例(昭和38年用瀬町条例第6号)、佐治村公民館設置管理条例(昭和26年佐治村条例第13号)、気高町立公民館設置、管理条例(昭和30年気高町条例第46号)、鹿野町公民館設置及び管理に関する条例(昭和44年鹿野町条例第14号)又は青谷町公民館設置管理条例(昭和49年青谷町条例第15号)(以下これらを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。

附 則(平成17年6月24日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項の表及び第2項の表の改正規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の申込みに係る使用料について

適用し、同日前になされた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年6月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第22号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第17条の規定による改正前の社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づく委員は、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例による改正前の鳥取市公民館条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成24年9月26日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月21日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則(平成25年5月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月25日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(本表…追加〔平成16年条例155号〕、一部改正〔平成17年条例51号・18年26号・51号・19年22号・20年21号・27号・21年15号・24年55号・25年33号・27年13号〕)

1 中央公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立中央公民館	鳥取市上魚町	全市域

2 基幹公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立鳥取中央公民館	鳥取市上魚町	次に掲げる区域を除く区域
鳥取市立国府町中央公民館	鳥取市国府町庁	合併前の国府町の区域

鳥取市立福部町中央公民館	鳥取市福部町細川	合併前の福部村の区域
鳥取市立河原町中央公民館	鳥取市河原町渡一木	合併前の河原町の区域
鳥取市立用瀬町中央公民館	鳥取市用瀬町別府	合併前の用瀬町の区域
鳥取市立佐治町中央公民館	鳥取市佐治町加瀬木	合併前の佐治村の区域
鳥取市立気高町中央公民館	鳥取市気高町浜村	合併前の気高町の区域
鳥取市立鹿野町中央公民館	鳥取市鹿野町鹿野	合併前の鹿野町の区域
鳥取市立青谷町中央公民館	鳥取市青谷町青谷	合併前の青谷町の区域
備考 この表において合併前の国府町、合併前の福部村、合併前の河原町、合併前の用瀬町、合併前の佐治村、合併前の気高町、合併前の鹿野町及び合併前の青谷町とは、それぞれ平成16年10月31日現在の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町をいう。		

3 地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明德地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明德小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶	美保南小学校区
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目	稲葉山小学校区
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	岩倉小学校区(あおば地区を除く。)
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	神戸小学校区
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区(徳尾を含む。)
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区(上原・尾崎・上段を含む。)
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区(三山口を除く。)
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園小学校区
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区
鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区(南隈・晩稲を除く。)

		く。)
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市田園町四丁目	城北小学校区(旧千代水小学校区を除く。)
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区(あおば地区を除く。)
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区(あおば地区に限る。) ・宮ノ下小学校区(あおば地区に限る。)
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部小学校区
鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区(釜口を除く。)
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区(釜口を含む。)
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町中井	西郷小学校区
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩	旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	宝木小学校区(旧酒津村を除く。)
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区(旧宝木村を除く。)
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方	旧勝谷小学校区
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町鷲峯	旧小鷲河小学校区
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

別表第2(第4条関係)

(本表…追加〔平成16年条例155号〕、一部改正〔平成20年条例21号〕)

鳥取市立鳥取中央公民館	久松地区公民館、醇風地区公民館、遷喬地区公民館、修立地区公民館、日進地区公民館、富桑地区公民館、明德地区公民館、美保地区公民館、美保南地区公民館、稲葉山地区公民館、岩倉地区公民館、面影地区公民館、津ノ井地区公民館、若葉台地区公民館、米里地区公民館、倉田地区公民館、神戸地区公民館、大和地区公
-------------	---

	民館、美穂地区公民館、東郷地区公民館、大正地区公民館、豊美地区公民館、明治地区公民館、松保地区公民館、湖南地区公民館、未恒地区公民館、湖山地区公民館、湖山西地区公民館、賀露地区公民館、城北地区公民館、千代水地区公民館、浜坂地区公民館、中ノ郷地区公民館
鳥取市立国府町中央公民館	大茅地区公民館、成器地区公民館、谷地区公民館、宮下地区公民館、あおば地区公民館
鳥取市立福部町中央公民館	福部地区公民館
鳥取市立河原町中央公民館	河原地区公民館、八上地区公民館、国英地区公民館、散岐地区公民館、西郷地区公民館
鳥取市立用瀬町中央公民館	用瀬地区公民館、大村地区公民館、社地区公民館
鳥取市立佐治町中央公民館	佐治地区公民館
鳥取市立気高町中央公民館	宝木地区公民館、逢坂地区公民館、浜村地区公民館、酒津地区公民館、瑞穂地区公民館
鳥取市立鹿野町中央公民館	鹿野地区公民館、勝谷地区公民館、小鷲河地区公民館
鳥取市立青谷町中央公民館	勝部地区公民館、中郷地区公民館、青谷地区公民館、日置地区公民館、日置谷地区公民館

別表第3(第8条関係)

(本表…全部改正〔平成24年条例32号〕)

公民館名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市立国府町中央公民館	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室、展示室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	児童室、研修室(1)(2)(3)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	食生活改善室、和研修室、屋外ステージ	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立福部町中央公民館	講堂	1時間につき 1,500円	1時間につき 3,000円
	婦人研修室、老人研修室、IT講習室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室、研修室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	親子サロン、ロビー	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市立河原町中央公民館	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円
	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室(和室)、第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円

鳥取市立用瀬町中央公民館	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	小会議室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
鳥取市立佐治町中央公民館	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室、講義室、視聴覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	中研修室、児童室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1研修室、第2研修室、茶室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	大研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市立気高町中央公民館	大会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	第1会議室、第2会議室、第3会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	和室、ふれあい室、視聴覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立鹿野町中央公民館	和研修室(全部)	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	和研修室(一部)	1時間につき 250円	1時間につき 500円
	洋研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	生活改善室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立青谷町中央公民館	多目的ホール(控室含む。)	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 鳥取市立国府町中央公民館の多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために使用する場合は、この表に定める額の5割の額とする。			
3 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。			
4 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。			
5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。			

○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例

平成16年9月30日
鳥取市条例第145号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設(以下「コミュニティ施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬
鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所

(使用の許可等)

第3条 コミュニティ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
- (2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。

- (4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(行為の制限等)

第10条 コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(旧15条…繰上〔平成17年条例93号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧16条…繰上〔平成17年条例93号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾際地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第42号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(本表…全部改正〔平成22年条例35号〕、一部改正〔平成24年条例42号〕)

施設名	区分	金額(1時間につき)
-----	----	------------

鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	屋内運動場	250円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	教室棟	1部屋につき150円

